

第2期黒潮町人権教育推進計画

(中間見直し)

計画期間:2020(令和2)年3月~2025(令和7)年3月



~気づき 考え 行動する~

2023(令和5)年1月

黒潮町教育委員会

第 2 期黒潮町人権教育推進計画中間見直しにあたって

第 2 期黒潮町人権教育推進計画を策定した 2020 年初頭は、新型コロナウイルス感染症が騒がれ始めた時でした。クルーズ船内の感染者の状況が連日ニュースとなり、2 月末には当時の安部首相が、全国の学校の休校を指示するなど、本日まで続く「コロナ禍」の始まりでした。

この新たな感染症の出現で、これに起因する偏見・差別が各地で起きたことをご存じのとおりです。個人だけでなく、自治体の中にも、特定の人々を排除する動きをとったところもあります。

かつて私たちの国には、ハンセン病や後天性免疫不全症候群等の患者等に対するいわれなき差別や偏見が存在していました。しかし、過去に生じた感染症による不当な偏見・差別と同様の「過ち」を、私たちは再び繰り返してしまったのです。

人類が何度も何度も繰り返してきた「過ち」の一つが“戦争”でしょう。その戦争が、今の時代に現実化するなど、だれが思ったことでしょう。

戦争を直接起こせる人は限られますが、その戦争に賛意を示すことは誰でもできます。我が国のかつての戦争は、大衆の支持を得て進められました。

感染症、戦争など世界中の話題となっている人権問題以外にも、私たちの日常には、様々な人権問題が存在します。そして、歴史を重ねるごとにその種類(カテゴリー)は増えていっているといっていでしょう。

しかし、いずれの人権問題であっても、人権を守るために私たちが持たなければいけない“思想”は、私たち人間は何のために生まれて何のために生きているのか、という根源的な問いに求めることができるのではないのでしょうか。

人の成り立ち、人生の成り立ちは一人一人が異なり、同じ人は二人としていません。人は、違いを生み出すようになっているのです。その違いに優劣も貴賤もありません。一人一人がその尊さをあらわすのです。

そのあるがままの尊さを畏(おそ)れと敬(うやま)いを持って受け入れる心、「畏敬の心」を育むのが人権教育だと言って過言ではありません。

本計画に限らずすべての人権教育が、存在の尊厳を守り、よりよい社会を築き、よりよい人生を送ることができる一人一人になるための教育であることを願っています。

2023(令和 5)年 1 月
黒潮町教育長 畦地 和也

目 次

はじめに	1
1. 計画策定の背景	2
(1) 人権教育の現状と課題	
(2) 計画策定の目的	
(3) 計画の位置づけ	
(4) 計画の構成	
(5) 計画の期間	
2. 基本理念	4
3. 基本的推進方向	5
(1) 人権教育の目標と基本的な視点	5
① 人権教育の目標	
② 基本的な視点	
(2) 人権教育の基本方針	5
① 教育を受ける権利の保障	
② 人権が尊重される教育	
③ 人権及び人権問題を理解する教育	
④ 人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育	
黒潮町人権教育推進計画の全体像	7
4. 基本計画【施策の展開】	8
(1) 就学前教育の取組	8
① 保育内容の充実	
② 保育職員の研修の充実	
③ 親育ち・子育て支援の充実	
(2) 小学校以降の学校教育の取組	13
① 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進	
② 教育内容の創造	
③ 教職員研修の充実	
(3) 社会教育の取組	22
① 子どもを通して大人が育つ環境づくり	
② 学習機会の提供・充実、指導者等の養成	
③ 人権教育教材の整備	
(4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働	29
(5) 関係機関・NPO等との連携	31
5. 計画の進捗と管理	33
(1) 事業の点検と評価	
(2) 計画の見直し	
資料	
○用語等の解説	35
○人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】	36
○黒潮町人権尊重のまちづくり条例	37

はじめに

2002(平成14)年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、人権とは「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人が個人としての存在と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」とされています。

そのため特に学校教育における人権教育は、「様々な資質や能力を育成し、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成が合わさって、人権尊重の意識や態度、実践的な行動等に発展させることを目指す総合的な教育」とされています。

人権問題は、人間が持つ「偏見の問題」であり、偏見が人権侵害を引き起こしていると言えます。偏見とは、これといった確かな証拠もなく、また実体験とは無関係に、人からたまたま聞いたことや、ただの風聞を根拠にして決め付けてしまう意見や主張などの総体です。そして、個人に責のない事柄やアイデンティティー、またその集団そのものに対して、不利益や不平等な扱いをし、あるいは、嫌悪や敵意のある態度をとる行為を「差別行為」といいます。

偏見は当然ながら生得的(生まれ持っているもの)ではありません。成長していくどこかの過程で、いつの間にか身につけたものです。しかも、そのことに無自覚であることが少なくありません。そして、何かの機会に加害者となって初めて気づく、ということも珍しくありません。自分が加害者になるということは、他人を傷つけることであり、また自らの人間性を貶めるものであり、誰にも幸福をもたらさない何物でもありません。

人には違いがあります。それは人間の成り立ち、人生の成り立ちそのものが、違いを生み出すようになっているからです。けれどもそれは、優劣を決めるものでも、貴賤を定めるものでもありません。人は、その想いと行いと言葉によって、自らの尊さを表すのです。

児童生徒だけでなく、すべての人が人権に関心を持ち、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れ、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう、本計画を定めます。

2020(令和2)年3月

黒潮町教育長 畦地 和也

黒潮町人権教育推進計画

Ⅰ. 計画策定の背景

(1) 人権教育の現状と課題

国連では、2005年から「人権教育のための世界プログラム」によって、初等・中等教育に焦点をあわせた取組がすすめられ、2010年からは高等教育における人権教育及び教職員、公務員等の人権研修プログラムに重点を置く取組が進められた。更に、2015年から2019年にかけて「メディア関係者(メディアプロフェッショナル)やジャーナリストへの人権研修を促進するための行動計画」を重点に第3段階としての取組が進められており、人権の尊重は、平和の礎であるということが全世界の共通認識となっており、世界的に取組が進められている。

わが国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」をはじめ、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」などを制定している。教育においても、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、文部科学省の人権教育の指導方法の在り方「第三次とりまとめ」により人権教育の具体的実践が教育現場で行われている。

高知県では2019年3月に「高知県人権施策基本方針」が改定され、これまで「県民に身近な人権課題」として同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権の10を人権課題としていたが、新たに性的指向・性自認が加えられ11の人権課題となっている。

町では、あらゆる人権に関する問題の解決への取組を推進する黒潮町人権尊重のまちづくり条例(平成26年黒潮町条例第45号)の理念に基づき、全ての人の人権が尊重される明るいまちづくりの実現に寄与することを目的として、2022年10月1日より「黒潮町パートナーシップ宣誓制度」を導入した。町が2018年2月に実施した「人権問題に関する意識調査」では、「関心のある人権問題について」という問いに対しては①障がい者58.9%、②高齢者42.9%、③子ども41.4%、④北朝鮮による拉致問題等39.1%、⑤インターネットによる人権侵害35.5%、⑥同和問題(部落差別)33.5%という結果になっている。

近年ではインターネットの普及により被差別部落を特定するような動画や書込み、間違った使い方により傷ついている人がいることや、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、接種を受けていない人に対する差別や偏見などがあり、それに対する正しい知識と情報をもとにした支援や施策が必要である。

人権教育や人権問題の学習は、学校教育での重要性はいうまでもなく、乳幼児期から取組をしていくことが大切であり、生涯を通しての教育活動と考える。

私たちは、誰もが幸せに暮らせる社会を築くため、これからの社会を生きていく子どもた

ちのためにも、これまでの同和教育の成果と手法をふまえ、保育所・学校・行政・家庭・地域がつながり、人権があたりまえに尊重される社会実現のため、人権教育の創造に取り組まなければならない。

(2) 計画策定の目的

黒潮町人権教育推進計画（以下、「本計画」という。）は、人権や人権擁護に関する基本的な知識を学び、その内容と意義についての知的理解や、人権がもつ価値や重要性を感受し、共感的に受け止める感性や感覚を育成するために策定するものである。

それは、「幸せに暮らせる社会」を築くために、一人ひとりが日常や、社会にある矛盾や不合理に気づき、考え、人権課題解決に対して行動化ができる人づくりにつながるものであり、【人権文化豊かなまちづくり】を実現していくものとする。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、黒潮町教育行政方針を具体化した、黒潮町教育振興基本計画（2019年7月策定）の人権教育に関する課題別の方針・目標及び、具体的な施策を明確にするための計画とする。

(4) 計画の構成

本計画は、黒潮町の人権教育の現状と課題について明確にし、それを踏まえたうえで、黒潮町の人権教育の目標と基本的な視点、具体的な基本方針、さらにそれに基づく施策の展開を示す。

最後に、本計画の進捗管理について記載する。

(5) 計画の期間

本計画は、2020年度から2024年度までの5年間のうち、2022年度に中間見直しを行った後期計画とする。

2. 基本理念

人権教育理念 「気づき」「考え」「行動する」

私たちは、個人の努力ではどうしようもできないことで、社会的不合理を受ける人権問題を解決していくために、黒潮町民が一体となって、すべての人が自分らしく幸せな生活を送ることができる町づくりをしていく。

そのためには、保育所・学校・家庭・地域・職場などあらゆる場において人権を大切にする教育活動の取組をする中、一人ひとりが気づき、考え、問題解決に向けて行動することを、本計画の理念とする。

3. 基本的推進方向

黒潮町では、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」教育活動を充実し、人権が尊重される社会に向け行動できる人づくりを推進する。

また、これからの社会を担う子どもたちが、個人や社会の多様性を尊重し、人とのつながりを大切にしながら、ふるさとに愛着をもち、夢をもって「生きる力」を育む教育活動を推進する。

(1) 人権教育の目標と基本的な視点

①【人権教育の目標】

人は、自分自身がかけがえのない存在として認められ、自分らしく幸せに生きていきたいと思っている。

すべての人が「生まれてきて良かった」と思える社会にするためには、私たちの周りにある差別や不合理に対し、一人ひとりが自分自身の課題として捉え、その解決に向けて「どう行動するか」を考え取り組むことが重要である。

黒潮町では、同和問題をはじめとする、あらゆる人権問題を解決するために、町民一人ひとりが正しい認識を持ち、町民共通の課題として取り組む姿勢を確立する。

そのためには、差別の現実に深く学び、基本的人権を尊重し、積極的にその解決に向け行動できる人づくりを推進していく。

就学前教育、学校教育、社会教育が一体となり、人権教育の充実を図る取組を推進していくとともに、黒潮町の人権課題解決に向け、実態に添った教育活動、研修会や啓発活動を実施し、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組んでいく。

②【基本的な視点】

・基本的人権の尊重

- ・町民共通して取り組む態勢の確立
- ・解決に向け行動ができる人づくり
- ・関係機関、団体との連携
- ・人権尊重の啓発強化
- ・自己肯定感と自己有用感【※1】を醸成し自尊感情を高める

(2) 人権教育の基本方針

①【教育を受ける権利の保障】

教育を受けることそのものが人権の一つである。

すべての人々に教育を保障していくためには、学習機会を提供・充実していくことが重要と考える。

現在、「いじめ」や「不登校」などで学校に行けない子どもたちがいる。しかし、そのことで学習機会が奪われることがないように、教育保障をしていかなければいけない。

発達障がい等を含め、特別な教育支援を必要とする子どもたちに対しても、幼児期から、それぞれの特性に応じた取組が必要になってくる。

そのためには、教職員の学習や実践を生かすとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーと協働して、保護者や地域、関係機関と連携をしながら取り組んでいくことが必要である。

また、必要に応じた人的配置や、教育機材の導入など教育環境を整える施策も重要になってくる。

保育所、学校、教育委員会それぞれの取組が機能をはたしてこそ、教育の保障がなされるところを考える。

②【人権が尊重される教育】

学校教育や社会教育などあらゆる教育の場で、人権が守られていなければならない。

人権についての知的理解や技能を学ぶだけでなく、人権が守られている環境でこそ包摂感や解放感を実感し、人権の大切さを感じることができる。

人権学習の授業だけでなく、教科学習や特別活動などあらゆる場面において、子どもたちの人権が十分に尊重されることは勿論、お互いの意見や考えを認め合い、人権意識や人権感覚を高め合う教育内容の充実に努める必要がある。

③【人権及び人権問題を理解する教育】

あらゆる人権問題に対して「正しく学ぶ」ことが大切である。

そして、人権問題を理解するうえで、“人ごとにしない”学習を主軸とし、保育所・学校・家庭・地域が連携して進める必要がある。

町内の関連施設等と連携しての参加体験型学習・地域教材・職場体験学習・ゲストティーチャー・フィールドワークなどを通して、人権問題が自分自身や、日常の生活においても深くかかわっていることを実感することが大切である。

また、町内全学校において、人権問題に関する教育活動に温度差がないよう、教職員の意識の統一と学校間の連携も必要である。

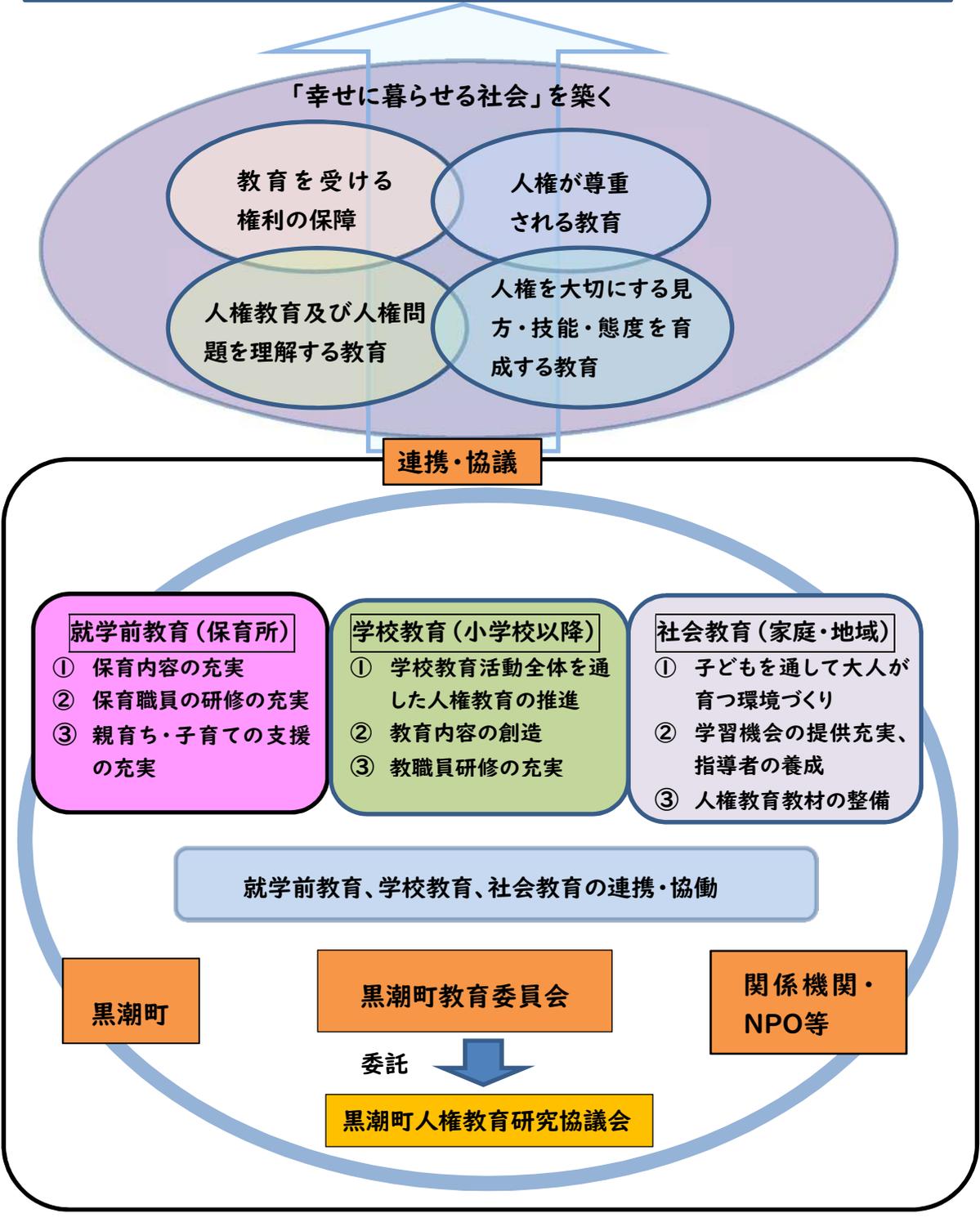
④【人権を大切にする見方・技能・態度を育成する教育】

文部科学省の「第三次とりまとめ」は、「自他の人権の充実と擁護のために必要な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育」という人権教育の考え方を深め、実践に繋がるよう、指導等の在り方を示し、実践事例や資料をまとめ、個別的な人権課題に対する取組で構成されている。

黒潮町人権教育推進計画の全体像

一人ひとりが日常や、社会にある矛盾や不合理に気づき、考え、人権課題解決に対して行動化ができる人づくりにつながる

【人権文化豊かなまちづくり】を実現していく



4. 基本計画【施策の展開】

人権教育はすべての人の人権が尊重され、安心して生活ができる社会の実現をめざす教育であり、発達段階に応じて人権尊重の理念に対する理解を深める取組を推進することが必要である。

そのため、就学前教育、学校教育、社会教育のそれぞれの場で実践できるよう、また、それぞれの分野が連携、協働するとともに、関係機関とも連携した取組につながるような人権教育を推進していく必要がある。

(1) 就学前教育の取組

① 保育内容の充実

保育所では体験や遊びを中心とする生活の場で一人ひとりの子どもの特性や育ちに応じた支援を行い、子ども自身が大切にされていることを感じられるようなかわりを積み重ねるなかで、自尊感情を高め、豊かな人権感覚の芽生えを育むなどの保育の充実が求められている。

事業名称 ・内容	事業の概要	中間期の成果○ と課題●	課題に対する改善案	到達目標 (あるべき姿)
特性ある子ども への理解・支援	・各専門機関と連携し指導を受けながら、それぞれの子どもに応じた保育環境を整え支援する。	○意見書や診断がある子どもについては、加配保育士が支援を行っている。 ●気になる子どもへの適切な指導及び必要な支援の充実を図ることが難しい。	●正規職員の増員及び研修機会を保障することで専門知識をもって支援にあたる。 ●外部専門家を活用した支援体制充実事業を利用し、早期発見や早期支援に努める。	・適切な支援体制が整い、より良い成長ができています。 ・正規職員が増員され、専門知識を持って支援にあたっています。
家庭支援推進保育事業	・日常生活において家庭環境に配慮の必要な家庭(虐待、ネグレクト【※2】などを含む)を支援する。	○配慮の必要な子どもや家庭について家庭支援推進保育士を中心に、職員間で情報共有している。 ●保護者との信頼関係を築くには、時間を要する。 ●様々な価値観を持つ保護者に対し、意思疎通が図りづらい。	●家庭支援推進保育士等を中心に、毎年人権についての学習会を企画し、職員全体の対応力を高める。	・保護者と何でも話し合える関係づくりが図られ、養育の改善ができています。 ・職員全体の対応力が高まり、包括的な支援体制がつけられています。
高齢者や障がい者との交流	・地域にある施設を訪問し、交流を図る。 ・歌や踊り、ふれ	○施設訪問では歌や踊りを披露し、認められ、評価されて喜んでもらえることで自尊感情が育って		・施設訪問については、保育計画にも取り入れ交流ができています。

	<p>あい遊びなどを通じて高齢者とふれあう。</p> <p>・菜園活動を通して、地域の大人と協働することで、ふるさと貢献意識を育てる。</p>	<p>いる。</p> <p>○保育所によっては菜園活動を通して高齢者の優しさに触れ、温かい気持ちを育むことができています。</p> <p>●菜園の管理が職員の負担となる場合があった。</p> <p>●コロナ禍で、施設訪問や交流を図ることが難しい。</p>	<p>●各地域の区長や民生委員に呼びかけ地域住民の協力を得る。</p> <p>●コロナの状況を見ながら、各保育所で年間計画に組み込んでいる交流計画を実施する。</p>	<p>・地域の大人との交流により、豊かな経験や深く愛される体験を通じて、意欲的で思いやりを持ち、生き生きと健やかに育っている。</p> <p>・菜園活動だけでなく保育所の様々な活動にも地域の人たちの協力が得られている。</p> <p>・参加する地域の人たちにとって、菜園活動が生きがいとなり、自らが生き生きと活動できるようになっている。</p>
地域の体験学習	<p>・児童館で話を聴く。</p> <p>・ラッキョウの収穫。</p> <p>・人権まつり・解放まつりへ参加する。</p>	<p>○ラッキョウの収穫を通して地域の人とのつながりが深まった。</p> <p>○人権まつり、解放まつりに向けて取り組み、発表することが出来た。</p>		<p>・地域の施設や人とのつながりが深まっている。</p> <p>・それぞれの年齢に応じた人権意識が育まれている。</p>

②保育職員の研修の充実

人権を大切にした保育を実施するには、日々子どもと接する保育士等が身近な人権課題について正しい理解と認識を深めるなど人権尊重の理念を理解・体得することが求められる。充実した研修を有効かつ継続的に行う必要があると考える。

黒潮町がめざす人権教育・啓発の在り方を共有・学習し、あらゆる人権課題を“人ごとにしなない”を目標に、各職場や日常の生活の中で実践していく。

事業名称 ・内容	事業の概要	中間期の成果○ と課題●	課題に対する改善案	到達目標 (あるべき姿)
保育所内研修 (職員会)	<p>・気になる子どもや支援の必要な子どもに対して話し合い、理解を深め共有する。</p> <p>・一人ひとりにあった方法や手立てをさぐり、全職員の共通理解のもと関わる。</p>	<p>○子どものことを多面的に見る力を養うと共に職員間で共通理解し、保育をしている。</p> <p>○職員会とは別に保育所内研修を行い、子どもたちの育ちを保障している。</p> <p>●業務量の増加や、勤務時間が異なるため、研修</p>	<p>●ICT化による業務内容(保育、事務)の</p>	<p>・職員間の共通理解が図られ、意思統一して関わることで、子どもより良い成長につながる体制ができている。</p> <p>・ICT化により業務内容が見直されることで</p>

		時間の確保が難しい。	見直しを図り、研修時間を確保する。	研修時間が確保されている。
黒潮町人権教育研究大会 黒潮町人権教育集約大会	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会のほか、各分科会において保育所等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。 ・研究協議により自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高め、あらゆる人権課題についての理解を深めるとともに「自ら学び、自ら考え、自ら学び続ける力の育成」を目標に取組を続けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会のほか、各分科会において保育所等の実践を発表し、それをもとに研究協議ができています。2022年度研究大会に33名、2021年度集約大会に13名の保育職員が参加している。 ●人権意識・人権感覚がどの程度高められているのかを確認することが難しい。 ●保護者の参加が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケートにより、人権意識等の変容について確認し、フィードバックしていく。 ●保護者集会などの場で講演会の映像を流すなどの検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題を「ひとごと」にせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。 ・保育職員は、研究大会35名以上、集約大会15名以上参加しており、保護者の参加がある。
県内外の研究大会、研修会等への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会のほか、各分科会において保育所等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。 ・研究協議により、自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高め、あらゆる人権課題を「ひとごとにしなない」を目標に取組を続けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会のほか、各分科会において保育所等の実践を発表し、それをもとに研究協議ができています。 ○幡人研大会への保育職員の参加者数は、2018年度：4名、2019年度：4名、2020・21年度：中止となっている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題を「ひとごと」にせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。 ・保育職員は、幡多地区人権教育研究大会に3名以上参加している。
新規採用職員人権問題研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用保育士に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を説明する。 ・地域の保護者が自分自身を語り、保育士に人権についての思いを語る。 ・参加者が意見交換を行い、同和問 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規採用保育士に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を聞くことで、その後の保育活動に役立てている。 ○「同和問題」の解決に向け、より深い研修を深めるために年2回のうち1回を「同和問題」に特化した研修を実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・黒潮町における部落差別の実態に学ぶことで、今後の各職場での人権教育・人権啓発の一助となっている。 ・地域の保護者の思いを聴き、保育業務に生かしている。 ・新規採用保育職員は全員参加している。

	<p>題と自分自身の関わりや人権意識について話をする。</p>			
<p>黒潮町人権教育推進講座</p>	<p>・あらゆる人権に対して、「気づく」「考える」「行動する」を講座の骨子とする。</p> <p>・参加することにより保育職員の人権意識、知識の高揚を図る。</p>	<p>○系統立てた3講座に参加することにより、人権意識、知識の高揚につながっている。</p> <p>○これまでの講演形式の内容から、2021年度より、受講生自らが「気づき」「考え」「行動する」ことを目的とした講座内容に変更した。</p> <p>○平日の日中開催のため、参加体制を整えることが難しい状況はあるが 2018年度：3名、 2019年度：3名、 2020年度：2名、 2021年度：3名、 2022年度：3名 が参加している。</p>		<p>・差別のない明るい「黒潮町」のまちづくりのため、人権意識を高め、人と人とのつながりを大切にできる人材、保育職員の育成がなされ、保育への反映や、地域に根ざした活動ができる指導者が増えている。</p> <p>・保育職員は3名以上参加している。</p>
<p>黒潮町泊まり合い人権教育研修会</p>	<p>・町内に在住の方、町内に勤務している方が一堂に集い、泊まり合いを通じた研修会に保育職員が参加することにより、人権に対する共通認識を深め、差別のない町をつくることを目的とした保育の展開を行い、日常の活動につなげる。</p>	<p>○同和問題の学習を中心に、様々な人権課題に触れることにより、人権意識の高揚につながっている。</p> <p>●日帰りでの参加希望者が増えてきており、泊まりを希望する参加者が減少傾向となっている。</p> <p>●参加者が固定傾向となっている。</p>	<p>●参加しにくい状況にあるため、他の研修で学ぶ機会を確保する。</p>	<p>・同和問題の学習をすることにより保育職員の人権意識、知識の高揚につながり、保育への反映がなされ、地域でも啓発するよう行動化につながっている。</p> <p>・同和問題以外の人権課題も正しく学習している。</p> <p>・保育職員は3名以上参加している。</p>

③親育ち・子育て支援の充実

乳幼児期は、人権感覚の基礎ともなる自尊感情を育てていくことが重要であり、子ども自身が愛されているということを体感するとともに、家族の一人ひとりから大切にされているということを実感できるようなことを積み重ねていくことも大切である。

しかしながら、インターネットやスマートフォンの広がりなどの情報化の流れや社会環境の変化、厳しい家庭環境を背景に、子どもを虐待するなど良好な親子関係が築けない家庭も少なくない。そのため、子どものよりよい育ちには、親の心の安定と安心感を得られる生活環境が不可欠であり、子育てに不安や悩みを抱え孤立する保護者が子育てを通して親として成長できるように支援する必要がある。

事業名称 ・内容	事業の概要	中間期の成果○ と課題●	課題に対する改善案	到達目標 (あるべき姿)
家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭環境を知るとともに、保育等について話をする。 ・気になることがある時には随時訪問する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭子ども支援チームで協力し、気になる子どもの家庭を訪問し、情報共有しながら見守り・支援をしている。 ○家庭環境を知ること、子育てについて困り感のない保護者に対してもアドバイスできている。 ○気になる子どもの家庭には個別に連絡をし、訪問が難しいときには保育所に出向いてもらい話し合うことで信頼関係の構築につながっている。 ●各家庭の相談内容も多様化しており、保育士も多様な知識・価値観を有していないと、保護者の理解や信頼を得られない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭支援推進保育士等を中心に、毎年人権についての学習会を企画し、職員全体の対応力を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者と子どもへの共通理解が深められている。 ・保護者と何でも話し合える関係がつけられている。
保護者懇談会 (クラス懇談会・子育て学習会)	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスの子どもについて保護者と共に話し合う。 ・子育てについて情報交換をする。 ・子育てについて学習会を行う。 ・保育所生活の様子を話す中で仲間づくりの大切さを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラス懇談会では保護者同士が悩みを打ち明けることで、同じような悩みがあることがわかり、保護者同士の情報共有ができています。 ●学習会だけの開催になると参加者が少ない。 ●コロナ禍のため、例年どおりに開催できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も引き続き働きかけをしていく。保護者のニーズを把握し、参加しやすいテーマとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスの状況や子育てについて保護者が共通認識を持っている。 ・保護者同士の交流が図られている。 ・保護者とともに学習が深められている。 ・クラス懇談会と連動した子育て学習会を年1回開催している。
地域子育て支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開 	<ul style="list-style-type: none"> ○月々の行事や子育て講座、乳児健診補助、乳児のいる家庭への訪問 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域において子育て親子の交流や、地域の子育て支援機能が

	設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う。	等を行うことにより、子育て家庭への支援につながっている。 ●保育所入所時期の低年齢化により利用者とのつながりを持てる期間が短く、保護者との信頼関係を深めることや支援の継続が難しい。	●今後も各保育所、保健師との連携を続け、支援していく。	充実している。 ・子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちにつながる体制ができている。
家庭支援推進 保育事業	・日常生活において家庭環境に配慮の必要な家庭(虐待、ネグレクトなどを含む)を支援する。	○配慮の必要な子どもや家庭について家庭支援推進保育士を中心に、職員間で情報共有している。 ●保護者との信頼関係を築くには、時間を要する。 ●様々な価値観を持つ保護者に対し、意思疎通が図りづらい。	●家庭支援推進保育士等を中心に、毎年人権についての学習会を企画し、職員全体の対応力を高める。	・何でも話し合える関係づくりが図られるとともに、養育の改善ができています。

(2) 小学校以降の学校教育の取組

① 学校教育活動全体を通じた人権教育の推進

黒潮町の人権教育は同和問題の解決をめざして地域・行政・保育所・学校が一体となり長年にわたり取組(同和教育)を進めてきた。町内すべての学校で地域教材を人権教育年間計画に位置づけ、「差別の現実に深く学ぶ」ことを基調に、差別をなくし、一人ひとりの人権が大切にされる地域、学校等の取組を進めてきた。

人権教育は現在、同和教育から人権教育へと再構築され、教育活動の基盤として人権教育を位置付け、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等のそれぞれの特質に応じて教育活動全体を通して行うことが必要である。

事業名称 ・内容	事業の概要	中間期の成果○ と課題●	課題に対する改善案	到達目標 (あるべき姿)
人権教育全体 計画	・各中学校区における人権教育目標の到達度を明確にするために、「めざす子ども像」と「具体的に身に付ける力」を設定し、その到達に向けて各小中学校で連携しながら取り組む。	○各中学校区の人権教育目標を踏まえながら、9年間を通じた人権教育の推進を図ることができている。 ●人権教育全体計画は毎年見直しを行っているものの、各学年や小中の系統性についての十分な理解まで至っていない	●教育計画を日々の取り組みと繋げ、学期の総括等の時間を活用して学校全体で見直しをしていく。	・各中学校区の各小中学校で人権教育(同和教育)の平準化が図られている。 ・各中学校区が人権教育目標を踏まえながら、9年間を通じた人権教育の推進がされている。 ・児童生徒が「めざす

	<ul style="list-style-type: none"> ・計画を毎年見直し、改善したものを作成する。 	<p>い現状がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●前年度の反省を踏まえ年度当初に共通確認などの時間確保が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育計画を小中で共有し、系統的・実践的な取り組みと見直しを行う。 	<p>子ども像」に到達するとともに、「具体的に身に付ける力」も向上している。</p>
<p>地域における体験学習（小学校5・6年生、中学生）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大方地区・佐賀地区の小学校5・6年生が合同でそれぞれの被差別部落におけるフィールドワークを行い、事前・事後の時間を十分にとり、部落差別に対する認識を深める。 ・各中学校地域における体験学習を行う。 	<p>○町内の全小学校でフィールドワークを行うことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童が同和問題を自分の問題として捉えられるように事前・事後の時間を十分に取って学習を進めてきたが、全ての児童の部落差別に対する認識が深まったとはいえない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●同和問題をはじめとする各種の人権課題を通じて、自分の生活と結びつけ、生き方を問い直すような学習に工夫する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方から話を聴くことにより、同和問題に対して、自分たちの身近な問題として捉え、考えている。 ・指導する側が事前学習から目的意識を持って学習にあたり、自身の部落差別に対する認識が深まっている。 ・各中学校の教職員がフィールドワークに参加している。
<p>障がい児・者理解教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいについて正しく理解するとともに一人ひとりのよさと違いを認める。 ・アイマスク体験、車椅子体験、手話学習などの体験学習を行う。 	<p>○各校がアイマスク体験や車椅子体験、手話学習などの体験学習を行っており、障がい者に対する理解を深めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●児童生徒の知識的理解に留まっており、学んだことを生活と結びつけてできていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●カリキュラムマネジメントにより、学びを系統的に組み立て、結びつきを意識した取り組みを図る。保護者や地域へ学びの趣旨を理解してもらい、お知らせや協力を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が障がいについて正しく理解し、互いのよさや違いを認め合いながら共に生きていこうとしている。
<p>校内支援会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応したよりよい支援を工夫し、全教職員が共通理解を図りながら、同じ方向性を持って支援・指導にあたる。 	<p>○校内支援会議は定期的に開催できており、支援・指導を行っている。</p> <p>○コーディネーターを中心に開催し、SSW【※3】を通じて事務局で情報が共有できている。</p> <p>○早期支援に向けて、外</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人ひとりの学力を保障するとともに、学校生活の充実が図られている。 ・全教職員の共通理解のもと組織的な対応を行い、支援を必要とする児童生徒の

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携しながら、定期的開催し、支援を必要とする児童生徒の実態や個に応じた支援方法・支援体制等を検討・確認する。 	<p>部専門家を活用した取り組みが広がってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援が必要な児童生徒については、会議を行っているが、組織的な対応が難しい現状がある。 ●早期支援に向けて、教職員の共通理解が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的で効果的な取り組みにするため、県のグループウェア等、ICTの活用を取り入れる。 ●町の研修会等を活用して、特別支援に関する学びを計画的に深め、特別支援に関する全教職員のスキルアップを図る。 	<p>実態や個に応じた支援体制ができている。</p>
<p>仲間づくりの推進 ハイパーQU調査【※4】の活用推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイパーQU調査などを活用し、子ども心の状態を把握する。 ・各種行事や職場体験学習を通して、お互いを認め合い、自己の必要性、他者を大切に育てる感情を育む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校でハイパーQU調査を実施し、調査結果を活用している。 ○各種行事を通して、お互いを認め合い、自己の必要性、他者を大切に育てる感情を育んでいる。 ●内面が表現できない児童生徒についての対応が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●気持ちメーター（感情モニター支援ツール。体調、気分の変化を可視化して指導に役立てる）と結びつけた取り組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイパーQU調査結果において、学級生活満足群に位置する児童生徒の割合が増加している。 ・児童生徒の自己肯定感・自己有用感、自尊感情が向上している。
<p>学校給食事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを持つ児童生徒への対応を行う。 ・除去食 ・代替食 	<ul style="list-style-type: none"> ○食物アレルギーを持つ児童生徒に除去食、代替食の対応ができた。また、ノンエッグマヨネーズの使用や、代替食を献立に取り入れることで、アレルギーの有無にかかわらず全員に同じ味を提供することができた。 ●代替とする食材の確保が難しく、高額なため予算面で苦慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●他に代替となる食材がないか情報収集に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを持つ児童生徒が、安心・安全に、また他の児童生徒と楽しく給食を食べることができている。

②教育内容の創造

学校教育での人権教育を進めるにあたって、子どもが人権や自らの権利と責任について学ぶことにより、権利の主体であることを理解したり、権利を侵害されたりした場合に、他の人の力を借りながら人権が尊重される状態を回

復することができる力を身に付けることは大切なことである。

また、子どもが権利への理解を深め、いじめや差別をなくそうとする主体となるための教育内容の創造が求められている。

家庭環境の変化や価値観の多様化、科学や医療の進歩等により児童生徒への支援は、学力や生活環境、医療、食など、多様な方向性が求められ、かつ、高い専門性や組織的な取組も求められるようになり、学校だけでの対応は難しくなっている。

そのため、支援員等の配置や、校内支援会議などの組織づくりをして支援を行っているが、家庭の役割や地域ぐるみの取組等、自助、共助にあたる部分についても、より一層取組を進め、児童生徒の学力を保障するとともに学校生活の充実を図る。

また、自然の恵みを受けて生きる私たちは、時として自然から「災い」という“人権侵害”を受けるが、そのような場面であるからこそ、人権が守られる意識と行動力を持ち得ておくことが必要である。

事業名称 ・内容	事業の概要	中間期の成果○ と課題●	課題に対する改善案	到達目標 (あるべき姿)
校内いじめ防止対策委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正をする。 ・いじめ防止等の対策の取組に関するチェックシートの作成・実行・修正をする。 ・毎年、年間計画を見直し、保護者・地域・関連機関と連携し、改善を図る。 ・「高知家のいじめゼロ子ども宣言」【※5】に基づいて、各学校が取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校でいじめ防止等の対策の取組に関するチェックシートの確認を行っている。 ○毎年、年間計画を見直し、保護者、地域、関係機関と連携をとりながら改善を図っている。 ●いじめの認知件数において、学校によって差がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●未然防止への取り組みを進めるため、国や県の調査を活用しながら、校長会等で投げかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについて積極的認知を行い、早期発見早期解決に取り組んでいる。 ・まずは、いじめを見逃さず、認知件数が増えていき、最終目標としていじめゼロをめざしている。
不登校対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒及び保護者への支援のため、拠点施設及び指導員を配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズに応じて拠点施設に指導員を配置している。 ○教室へ入りづらい生徒支援として校内適応指導教室を設置し、適応指導教室コーディネーターを配置している。 		<ul style="list-style-type: none"> ・引きこもり・不登校の児童生徒に対して適応指導教室【※6】を常設し、指導員が配置されており適切な学習機会を提供し、学習保障ができています。 ・不登校について学

		<p>○新規不登校者数が減少している。</p> <p>●校内外の適応指導教室とつながっていない不登校児童生徒がいる。</p>	<p>●SSW や福祉関係と連携し、家庭支援から始めたり、外部専門家の協力を図る。</p>	<p>校や各関係機関が情報共有し、組織として取り組んでいる。</p> <p>・いじめや不登校の子ども数が減少している。</p> <p>・最終目標として、不登校ゼロをめざしている。</p>
SSW活用事業	<p>・支援の必要な児童生徒の様々な背景に着目し、問題解決に向けた保護者・学校・関係機関への働きかけを行う。</p>	<p>○校内支援会議に参加し、教職員と意思疎通が図られている。</p>		<p>・支援の必要な児童生徒の環境改善と保護者や教員等に対する支援や支援体制ができています。</p>
SC【※7】等活用事業	<p>・支援の必要な児童生徒、保護者や教員に対し専門的な知識や技術を用いて、助言や援助を行う。</p>	<p>○個別にカウンセリングを行ったり、校内支援会議に参加したり、児童生徒・教職員に助言ができています。</p> <p>●支援体制は図られているが、SCの勤務体制のこともあり(特に小学校)、十分な対応が難しい。</p>	<p>●人権教育・児童生徒課へ学校の声を挙げていく。</p>	<p>・児童生徒の心の安定が図られている。</p> <p>・教職員の教育相談への意識・技能が高まり、校内支援体制ができています。</p>
情報リテラシー教育の推進	<p>・差別やいじめなどに気付けるように教職員、児童生徒ともに研修会を開催する。</p>	<p>○令和3年度から一人一台タブレットによる ICT 教育開始に伴い、情報モラルとリテラシーマニュアルを作成し、児童生徒への指導を行っている。</p> <p>●児童生徒間の SNS トラブルが発生している。</p>	<p>●こどもサポートセンターや関係機関と連携を取りながら、啓発・指導などの取組を進める。</p>	<p>・インターネットの正しい使い方、情報を適切に認識し発信する力を身につけ正しく利用できている。</p> <p>・年1回研修会を開催している。</p>
実践的防災教育推進事業	<p>・拠点校の指定を受け、それぞれの発達段階に応じた防災教育の指導方法や手法を研究し</p>	<p>○拠点校の活動内容を町内全校で共有し、なおかつ地域で広め、防災意識を高め、防災教育に取り組んでいる。</p>		<p>・「自分の命を守る行動がとれる子どもの育成」ができています。</p> <p>・拠点校として取組の成果を発信し、地域の</p>

	実践する。	●自分の命を守る行動がとれる子どもの育成を図っていく。	●自分の命を守る行動に繋げる自己決定力(判断力)を育成するために、日頃の訓練や学習を重ねていく。	防災意識を高めるとともに人権意識が高まっている。
黒潮町防災教育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校からの代表者により、黒潮町の防災教育の取組や方向性を協議する。 ・防災教育プログラムを基本とし実践・検証・改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校間、関係各課との情報共有等を目的とした会を設置し、黒潮町の目指す防災教育について共有化が図られた。黒潮町津波防災教育プログラムに基づいた研究授業を実施し教員の意識向上を図ることができた。 ●保護者や地域へ働きかけるとともに、町や地域における防災の取組を融合させていくことが課題である。 ●災害に関する知識だけではなく、命に関わることと捉えさせて、主体的な姿勢を育むためには、教員の力量が大きく問われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所開設や炊き出し訓練などを参観日に設定し、保護者や地域と共に教員も体験できる取り組みを設定する。 ●「命の教育」を基本とし、学校・家庭・地域・関係機関と連携し取組を進める。転入教職員研修会の継続。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識だけでなく、防災に対し「主体性を育む防災教育」を黒潮町の取組として確立することで、災害に強い地域文化を創っている。 ・防災教育プログラムが活用されている。
人権関連資料の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・語り部により、部落差別の状況や産業・文化・同和対策事業などの話を聴き、現地をフィールドワークする。 ・部落差別の被差別体験発表 ・素もぐり漁の話 ・ラッキョウの収穫体験 ・漁港建設運動の話 ・縫製工場誘致運動の話 ・被差別部落の生 	<ul style="list-style-type: none"> ○部落差別をなくする運動強調旬間・人権週間・人権まつりでパネル等の展示をしている。 ○フィールドワーク時には今昔写真パネル、竹細工作品、素もぐり漁の語り部テープ・ビデオ等活用している。 ○町内全ての小中学校で教材等を使用し、学習ができています。 ○パネル等の整備を少しずつ増やしてきている。 ●児童生徒が事前学習から事後学習まで目的 	<ul style="list-style-type: none"> ●人権学習の趣旨を教員が共通理解し、 	<ul style="list-style-type: none"> ・部落差別をなくする運動強調旬間・人権週間・人権まつりで展示をしたり、フィールドワーク時に被部落差別の「暮らし」や「仕事」を知ることにより同和問題への理解や学習を深めている。 ・地域の方から話を聴くことにより、同和問題に対して、自分たちの身近な問題として捉え、考えている。 ・解放運動の取組を通して、みんなが幸せ

	活の様子を撮影した今昔写真パネル ・竹細工作品 ・素もぐり漁の語り部テープ、ビデオ	意識を持って学習をすすめることができるよう、指導者間で共通認識を持ち、取り組んでいく必要がある。	児童生徒が課題を見つけ、主体的に課題解決に向けて取り組む。	に暮らせる社会を築くために、どのように行動するのかを考えている。 ・それぞれの学年に応じた人権意識が育まれている。
学校給食事業	・給食メニューと教科を関連づけ、栄養教諭等の専門性を活用し、食育指導を行う。	○生産者や調理員との交流給食を通じて作り手の苦労や喜びを共有し、栄養教諭が食の大切さ等についての食育授業を実施できた。 ○各校の小学6年生に月1回メニューを考えてもらい、食育授業で学んだことを給食のメニューとして形に残している。 ●新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、交流給食の継続が難しくなっている。	●新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、再開に向けて準備を進める。	・食育を通じて学んだことで児童生徒一人ひとりが健康意識を高めていくとともに、家庭・地域にも伝達、啓発できている。また、感謝の心や命の大切さが理解できている。
海外派遣事業 (ニュージーランド)	・ニュージーランドに中学生12名を派遣し、ホームステイ、現地見学、異国文化体験を実施する。 ・帰国後に現地で学んだことを町内に向けて報告する。	○新型コロナウイルス感染症拡大により事業中止 ●感染防止策を講じた代替え事業を実施する必要がある。	●国外への派遣事業が不可能な場合に、国際交流員 CIR と外国語指導助手 ALT による町内でのイングリッシュキャンプ(公募型)を実施する。	・歴史、自然、生活習慣など異国文化に触れ、生活体験を通じて、相互の違いを受け入れ、認め合うことの大切さを学んでいる。 ・異国文化だけでなく身近な多様性の受け入れや認める心を育み、人権意識・人権感覚を身につけている。
コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	・学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む。 ・学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学	○町内の全ての学校に学校運営協議会が設置され、コミュニティ・スクールとなった。(R2.12.21) ●地域と一体となった特色ある学校づくりについての協議を重ねる必要がある。	●協議会において、学校経営方針や取組を丁寧に説明した後、地域でどのような子ども	・町内各学校でコミュニティ・スクールが導入され、学校と地域が一体となっている。 ・学校評価書の項目にコミュニティ・スクールに関する項目を入れ評価している。

	校づくりを進める。		を育て、何を実現していくのかという目標・ビジョンを共有するための熟議（熟慮と議論）を行う。	
--	-----------	--	---	--

③教職員研修の充実

人権教育はすべての教育の基盤であり、教育活動全体を通して、子どもの発達に応じて取り組む必要がある。人権教育を進めるにあたっては、まず、教職員自らが人権尊重の理念を理解・体得することが大切である。人権教育を進めるために充実した研修を有効かつ継続的に行う必要があると考える。

その研修の場として、黒潮町人権教育研究大会等でのレポート報告や、県内外の人権教育研究大会、また、町主催の講演会や研修会へ積極的に参加をし、各種研修の中で、人権課題をあらゆる各職場や日常で自分ごととしてとらえることで人権意識・人権感覚を身につけていく。

黒潮町がめざす人権教育・啓発の在り方を共有・学習し、あらゆる人権課題を“人ごとにしなない”を目標に、各職場や日常の生活の中で実践していく。

事業名称 ・内容	事業の概要	中間期の成果○ と課題●	課題に対する改善案	到達目標 (あるべき姿)
黒潮町人権教育研究会	<ul style="list-style-type: none"> 各学校における人権教育の指導内容及び課題を知り、今後の計画に生かす。 フィールドワーク 実践交流 大方中・佐賀中合同人権教育講演会 	<p>○学校間、校内での実践交流はできている。町内すべての学校で同和問題の学習が実施されている。他の人権課題についても実践を深めている。</p> <p>●児童生徒が人権課題を自分の問題として捉えられるよう各校で計画し学習を進めているが、全ての児童生徒の人権意識・人権感覚が高まり、行動化につながっているとはいえない。</p>	<p>●人権教育研究会（人権主任会）や校長会で共有しながら取り組みを進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 同和問題の学習がすべての学校で実践されるようその主体となっている。 人権教育主任が人権教育のリーダーとしての理論と実践を高めている。
黒潮町人権教育研究大会 黒潮町人権教育集約大会	<ul style="list-style-type: none"> 講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。 研究協議により自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高め、あらゆる人権 	<p>○講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議ができている。2022年度研究大会に116名、2021年度集約大会に108名の教職員が参加している。</p> <p>●人権意識・人権感覚</p>	<p>●アンケート等により</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題を「ひとごと」とせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。 教職員は、研究大会130名以上、集約大会130名以上参加し、保護者の参加が

	課題についての理解を深めるとともに「自ら学び、自ら考え、自ら学び続ける力の育成」を目標に取り組んでいる。	がどの程度高められているのかを確認することが難しい。 ●保護者の参加者が少ない。	人権意識等の変容について確認し、回答内容をフィードバックすることで新たな気づきに繋げていく。 ●保護者集会等の場で講演会の映像を流す等の検討を行う。	ある。
県内外の研究大会、研修会等への参加	・講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。 ・研究協議により自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高め、あらゆる人権課題についての理解を深めるとともに「自ら学び、自ら考え、自ら学び続ける力の育成」を目標に取り組んでいる。	○講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議ができています。 ●幡人研大会への教職員の参加者数は、2016年度：0名、2017年度：17名、2018年度：0名、2019年度：18名、2020・21年度：中止となっており、学校からの報告がある場合のみ参加となっている。	●学校からの報告がない場合でも、学習を深める場として参加してもらおうと呼びかけを行う。	・人権問題を「ひとごと」にせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。 ・教職員は、幡多地区人権教育研究大会に15名以上、県・四国・全国それぞれの人権教育研究大会に3名以上参加している。
転入教職員人権問題研修会	・転入教職員に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を説明する。 ・地域の保護者が自分自身を語り、教職員に人権についての思いを語る。 ・参加者が意見交換を行い、同和問題と自分自身の関わりや人権意識について話をします。	○転入教職員に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を説明し、その後の教育活動に役立てています。 ●限られた時間での研修であり、町の人権教育を共通理解するには不十分である。	●時間確保及び短時間でも充実した内容とするための検討を行う。また、推進講座などの受講を進める。	・黒潮町における部落差別の実態に学ぶことで、今後の各職場での人権教育・人権啓発の一助となっている。 ・地域の保護者の思いを聴き、教育活動に生かしている。 ・転入教職員は全員参加している。
黒潮町人権教育推進講座	・あらゆる人権に対して「気づく」「考える」「行動する」を	○系統立てた3講座に参加することにより、人権意識、知識の高揚につなが		・差別のない明るい「黒潮町」のまちづくりのため、人権意識を

	<p>講座の骨子とする。参加することにより、教職員の人権意識、知識の高揚を図る。</p>	<p>っている。</p> <p>○これまでの講演形式の内容から、2021年度より、受講生自らが「気づき」「考え」「行動する」ことを目的とした講座内容に変更した。</p> <p>○推進講座への教職員の参加者数は、 2019年度：3名、 2020年度：2名、 2021年度：4名、 2022年度：1名 となっている。</p>		<p>高め、人と人とのつながりを大切にできる教職員が育成され、授業への反映や、地域に根ざした活動ができる指導者が増えている。</p> <p>・教職員は3名以上参加している。</p>
<p>黒潮町泊まり合い人権教育研修会</p>	<p>・町内に在住の方、町内に勤務している方が一堂に集い、泊まり合いを通じた研修会に教職員が参加することにより、人権に対する共通認識を深め、差別のない町をつくることを目的とした授業の展開を行い、日常の活動につなげる。</p>	<p>○同和問題の学習を中心にし、様々な人権課題に触れることにより、人権意識の高揚に繋がっている。</p> <p>●教職員の参加者が少ない。</p>	<p>●特に、転入教職員への参加呼びかけを行い、黒潮町の人権課題についての学習を行う。</p>	<p>・同和問題の学習をすることにより教職員の人権意識、知識の高揚につながり、授業への反映がされ、地域でも啓発するよう行動化につながっている。</p> <p>・同和問題以外の人権課題も正しく学習している。</p> <p>・教職員は5名以上参加している。</p>

(3) 社会教育の取組

①子どもを通して大人が育つ環境づくり

子どもたちの生活は、保育所や学校だけでなく家庭や地域社会において営まれている。しかしながら、近年における少子化や核家族化の進行、地域連帯意識の希薄化、情報の氾濫など、私たちを取りまく社会環境は変化してきている。

子どもたちが一人の人間として尊重され保護されるには、日常生活のあらゆる場面が、教育の場でなければならない。そのためには、子どもたちと保護者、地域の人々が一緒になって活動に取り組むなど、共に学ぶ場をつくることが重要である。明るく差別のない地域づくりを推進し、地域ぐるみで課題解決に取り組む意識を広げていく。

各学校の保護者会においては、子育てや人権に関する学習会などが実施され、保護者が、さまざまな機会を通して正しい知識、人権感覚を身につけるため学習がされている。

子どもの人権が大切にされる子育てが行われるよう、関係機関と常に連携をとりながら、子育て支援の充実を図っていく必要がある。

事業名称 ・内容	事業の概要	中間期の成果○ と課題●	課題に対する改善案	到達目標 (あるべき姿)
人権教育参観日、講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年、人権教育の授業公開と講師を招いての人権講演会を行う。 ・講演会では、人権問題に取り組んでいる講師による講演会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校が人権教育参観日、人権教育講演会を実施している。 ○参加した保護者を通じて、人権問題を地域へ発信できている。 ●参観日への参加はあるものの、研修会への保護者の参加が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会の重要性について周知し、コロナ禍においても参加しやすい体制をつくる。 ●気づきにつながるプログラムや、親子で参加して学べるテーマを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識を高め、人権問題の解決を願うとともにその解決に努めている。 ・すべての学校で人権教育講演会が開催されている。 ・個別に参加を呼びかけることにより講演会への参加者が増えている。
PTA人権問題研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・人権意識の高揚と正しい人権感覚を培いながら、学校だけでなく、家庭や地域でも「人権尊重」の雰囲気づくりが図られるようにPTAを中心とした保護者、児童生徒、教職員全体の研修会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各校が人権教育参観日と組み合わせて講師を招聘し実施している。 ●参観日への参加はあるものの、研修会への保護者の参加が少ない。 ●参加する保護者の固定化。 ●PTA 自らが関わり計画、実行ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会の重要性について周知し、コロナ禍においても参加しやすい体制をつくる。 ●気づきにつながるプログラムや、親子で参加して学べるテーマを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校で自分たちの人権課題を見出し、保護者、子ども、地域、教職員が講演会等を通じて学び、考えている。 ・年度当初に実施計画を提出し年間計画の中に組み込み、町内全校が実施できている。 ・家庭でも、人権問題について話ができる環境ができている。 ・個別に参加を呼びかけることにより講演会への参加者が増えている。
子ども会活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・球技大会、少年駅伝大会を開催し、保護者同士のつながりをつくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○大会に向け地域の保護者同士が助け合う姿が見られ、その後のつながりもできている。 ●子ども会の活動が低下している。 ●児童数の減少や競技種目内容により大会への参加を辞退する子ども会がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ●大会以外の子ども会活動の支援を行い地域の保護者同士のつながりを拡充、維持する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・球技大会、少年駅伝大会が開催されており、地域の保護者同士のつながりができている。

<p>成人集会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園児から中学生までの保護者が月1回学習会をする。 ・差別の実態の学習会 ・保育士、教職員との交流学習会 ・地域の行事への参加 ・解放子ども会、友の会との交流 ・解放まつりへの参加 ・人権学習会 ・被差別部落の文化学習（次世代への継承） 	<p>○佐賀地区においては月に1回の成人集会は毎月欠かさずできており、保護者同士また保育士、教師との交流も図られている。参加者の固定化はあるが他の団体との交流が図られている。</p> <p>●大方地区においては実施ができていない。</p>	<p>●最初の取り組みとして人権講演会への参加を呼びかけるなど、徐々に参加者を増やす取り組みを進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園児・小・中学生の成長発達段階の子育てについて学習し、健康で情操豊かな子どもを育てつつ部落解放の資質と実践意欲、人権意識を高めている。 ・同和問題や人権問題について家庭でも話ができるようになってきている。 ・地域の行事に積極的に参加し、明るく差別のない地域づくりをしている。 ・大方地区においても、集会が実施できている。
<p>学校給食事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「給食だより」を発行し、ホームページにもアップすることで家庭・地域にも食育の情報発信をする。 	<p>○「給食だより」を毎月発行し、家庭・地域にも情報発信ができた。</p> <p>●保護者からの返信はあるもののまだまだ少数で全体的なものになっていない。</p>	<p>●引き続き情報発信に努める。</p> <p>●SNSの活用等、返信方法を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや情報を通じて学んだことで町民一人ひとりの健康意識が高まっている。

②学習機会の提供・充実、指導者等の養成

人権は私たちの身近にあるもの、住民一人ひとりが取り組む課題であることに“気づき”“考え”“行動する”ことができるように、研修会や講演会を行う。

そのためには、黒潮町の人権課題を見出し、住民が参加してよかったと思えるように内容を充実させ実施していく。また、人権課題を具体的に解決していくためには、様々な年齢層の人々や経験をもつ人々の理解と協力を得ることが大切である。そのためには人権教育を効果的に推進する指導者の育成が不可欠である。

事業名称 ・内容	事業の概要	中間期の成果○ と課題●	課題に対する改善案	到達目標 (あるべき姿)
<p>黒潮町人権教育研究大会</p> <p>黒潮町人権教育集約大会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。 ・研究協議により 	<p>○講演会のほか、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議ができていく。2022年度研究大会に97名、2021年度集</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題を「ひとごと」とせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。 ・行政職員は、研究大

	<p>自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高め、あらゆる人権課題についての理解を深めるとともに「自ら学び、自ら考え、自ら学び続ける力の育成」を目標に取組を続けている。</p>	<p>約大会に46名の行政職員が参加している。</p> <p>●人権意識・人権感覚がどの程度高められているのかを確認することが難しい。</p> <p>●地域住民の参加が少ない。2022年度研究大会に10名、2021年度集約大会に7名の地域住民が参加している。</p>	<p>●アンケート等により人権意識等の変容について確認し、回答内容をフィードバックすることで新たな気づきに繋げていく。</p> <p>●地域の集会等場で講演会の映像を流す等の検討を行う。</p>	<p>会100名以上、集約大会50名以上参加している。</p> <p>・地域住民は、研究大会30名以上、集約大会10名以上参加している。</p>
<p>県内外の研究大会、研修会等への参加</p>	<p>・講演会の他、各分科会において学校等の実践を発表し、それをもとに研究協議を行う。</p> <p>・研究協議により自己研鑽し、人権意識・人権感覚を高め、あらゆる人権課題についての理解を深めるとともに「自ら学び、自ら考え、自ら学び続ける力の育成」を目標に取組を続けている。</p>	<p>○講演会のほか、各分科会において保育所・学校・行政の実践を発表し、それをもとに研究協議ができています。</p> <p>○幡人研大会への行政職員の参加者数は、2017年度:12名、2018年度:22名、2019年度:10名、2020・21年度:中止となっている。</p> <p>●幡多地区人権教育研究大会へは毎年参加があるが、四国大会、全国大会への担当職員以外の参加が少ない。</p>	<p>●学習を深める場として参加してもらうよう、職員人権問題研究推進委員会や課長会等で共有し職員への呼びかけを行う。</p>	<p>・人権問題を「ひとごと」にせず自分のこととして捉えることで人権意識・人権感覚が高まっている。</p> <p>・行政職員は、幡多地区人権教育研究大会に10名以上、県・四国・全国それぞれの人権教育研究大会に担当職員以外が3名以上参加している。</p> <p>・地域住民は、幡多地区人権教育研究大会に3名以上、四国・全国それぞれの人権教育研究大会に2名以上参加している。</p>
<p>新規採用職員人権研修会</p>	<p>・新規採用職員に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を説明する。</p> <p>・地域の保護者が、自分自身を語り教職員や行政職員に人権についての想いを話す。</p> <p>・参加者が意見交換を行い、同和問</p>	<p>○新規採用職員に対し、町民館・児童館の業務内容や部落差別の実態を説明し、その後の行政業務に役立てている。</p> <p>●限られた時間での研修であり、十分な内容の研修ができていない。</p>	<p>●「同和問題」の解決に向け、より深い研修を深めるために年度内に研修会を1回増やす。</p>	<p>・黒潮町における部落差別の実態に学ぶことで、今後の各職場での人権教育・人権啓発への一助としている。</p> <p>・地域の保護者の想いを聴き、教育活動・行政業務に生かしている。</p> <p>・この研修を受け、黒潮町独自の人権教</p>

	<p>題と自分自身の関わりや人権意識について話をする。</p>			<p>育・啓発を実践している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未受講者は次年度に受講し、全教職員が必ず研修を受けている。 ・新規採用職員は全員参加している。
<p>黒潮町人権教育推進講座、研修会、講演会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる人権に対して「気づく」「考える」「行動する」を講座の骨子とする。 ・地域住民、教職員など多方面の人材を講師としてマネジメントし、有効かつ内容の充実した系統立てた講座を実施する。 ・社会情勢や、黒潮町の課題、住民のニーズにあった研修会・講演会を開催する。 	<p>○様々な人権課題を学び、自分のこととして考えるためにワークショップや、ロールプレイにより受講した方にとっては理解のできる内容の濃いものとなった。</p> <p>○これまでの講演形式の内容から、2021年度より、受講生自らが「気づき」「考え」「行動する」ことを目的とした講座内容に変更した。</p> <p>○町内の民間企業や福祉施設で人権出前講座を実施した。「高齢者」「同和問題」「社員のハラスメント」等、各職場に応じた身近な人権課題を受講してもらうことで住民意識の向上に繋がった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域住民の参加が少なく、職務としての参加が多かった。 ●そのほかの研修会、講演会は、住民が求めているものが開催できているか疑問である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平日開催となっているため、休日開催について検討を行う。 ●町民大学や推進講座のアンケート等により、住民ニーズの把握を行い、内容を検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「気づく」「考える」「行動する」につながる推進講座が3回開催されている。 ・オープン講座について、受講者以外の参加者が得られている。 ・募集人数に到達している。 ・研修会・講演会の参加者が増加している。 ・人権教育推進講座に新規採用行政職員、採用10年目の職員は全員参加している。
<p>黒潮町泊まり合い人権教育研</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内在住の方、町内に勤務してい 	<p>○同和問題の学習を中心に、様々な人権課題に</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題の学習をすることにより参加者

修会	<p>る方が一堂に集い、泊まり合いを通じて人権に対する共通認識を深め、差別のない町をつくることを目的とし、同和問題について正しく認識し、学習する。</p>	<p>取り組んでいる。</p> <p>○他市町村の取組を学ぶことにより、改めて自分たちの人権課題を見つけるような取組を行っている。</p> <p>●参加者が固定化されてきている。</p>	<p>●「黒潮町人権教育推進講座」の受講修了者に参加の呼びかけを行う。(推進講座で学んだことを活かす。)また、日帰り可能な計画の策定や、その場でしか学べない県内外での「人権文化」の学習を行う。</p>	<p>が地域でも啓発し行動化につながっている。</p> <p>・他市町村の取組を学び、同和問題以外の人権課題も正しく学習し、改めて自己の人権課題についても考えている。</p> <p>・行政職員の参加は5名以上、地域住民の参加は15名以上参加している。</p> <p>・個別に参加を呼びかけることにより参加者が増えている。</p>
町民大学 (人権講座)	<p>・人権問題を町民共通の課題として認識させ、人権のまちづくり確立のため、様々な講座と系統立てた町民大学を活用して人権講座を実施する。</p>	<p>○講演だけでなく映画上映などを取り入れ、初めて参加する住民増につながった。</p> <p>○性的指向・性自認など新しい人権課題の内容の解消に向けた講座を実施できた。</p> <p>●参加者の固定化の解消までには至っていない。</p>	<p>●参加者の固定化解消に向け、若年層が参加できるよう「託児」を設ける。</p>	<p>・町民の人権意識を高め、課題解決に向け積極的に行動できる人づくりができています。</p> <p>・人権講演会への参加人数が100名を超えている。</p>
海外派遣事業 (ニュージーランド)	<p>・ニュージーランドに中学生12名を派遣し、ホームステイ、現地見学、異国文化体験を実施する。</p> <p>・帰国後に現地で学んだことを町内に向けて報告する。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症拡大により事業中止</p> <p>●感染防止策を講じた代替え事業を実施する必要がある。</p>	<p>●国外への派遣事業が不可能な場合に、国際交流員 CIR と外国語指導助手 ALT による町内でのイングリッシュキャンプ(公募型)を実施する。</p>	<p>・歴史、自然、生活習慣など異国文化に触れ、生活体験を通じて、相互の違いを受け入れ、認め合うことの大切さを学んでいる。</p> <p>・異国文化だけでなく身近な多様性の受け入れや認める心を育み、人権意識・人権感覚を身につけている。</p>
国際交流事業	<p>・ニュージーランドフェアフィールド中</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点か</p>	<p>○本事業は先方の来訪意思(希望)によ</p>	<p>・ホームステイ受け入れや町内活動にお</p>

	学校の生徒を黒潮町に迎え、海外派遣生徒を中心とした町内家庭でのホームステイ受け入れや訪問団の町内活動を通じた国際交流を行う。	ら訪問団来訪中止	て実施するもの。	る交流を通じて、異国文化に触れ、理解することで、相互の違いを受け入れ、認め合うことの大切さを学んでいる。 ・異国文化だけでなく身近な多様性の受け入れや認める心を育み、人権意識・人権感覚を身につけている。
ワールドクッキング	・料理を通して楽しく異国の言葉や文化に触れることで、外国語や異文化に慣れ親しむ。	○新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業中止 ●感染防止策を講じた代替え事業が必要である。	●調理後はテイクアウトとするなど会食をしない感染防止策を講じたワールドクッキング実施や、料理にこだわらない異文化交流活動の企画及び事業展開を行う。	・異国文化に触れ合い、異文化や多様性を身近な事柄と捉え、相互の違いを受け入れ、認め合うことの大切さを学んでいる。 ・人権意識・人権感覚を身につけている。

③人権教育教材の整備

人権教育、人権啓発を効果的に進めるための教材の整備について、写真パネルなどの展示は毎年できており広く町民に伝えることができているが、今ある教材を整備し、新たに人権教育に活用できる教材を作成する必要がある。

事業名称 ・内容	事業の概要	中間期の成果○ と課題●	課題に対する改善案	到達目標 (あるべき姿)
人権関連資料の整備	・語り部により、部落差別の状況や産業・文化・同和対策事業などの話を聴き、現地をフィールドワークする。 ・部落差別の被差別体験発表 ・素もぐり漁の話 ・ラッキョウの収穫体験 ・漁港建設運動の話	○部落差別をなくする運動強調旬間・人権週間・人権まつりでパネル等の展示をしている。 ○フィールドワーク時には今昔写真パネル、竹細工作品、素もぐり漁の語り部テープ・ビデオ等活用している。 ○町内全ての小中学校で教材等を使用し、学習ができている。 ○パネル等の整備を少し		・今昔写真パネルが整備されている。 ・人権教育教材のDVDが作成されている。 ・部落差別をなくする運動強調旬間・人権週間・人権まつりで展示をしたり、フィールドワーク時に多くの人が被差別部落の人々の「暮らし」や「仕事」を知ることにより同和問題への理解や学習を

	<ul style="list-style-type: none"> ・縫製工場誘致運動の話 ・被差別部落の生活の様子を撮影した今昔写真パネル ・竹細工作品 ・素もぐり漁の語り部テープ、ビデオ 	<p>ずつ増やしてきている。</p> <p>●児童生徒が事前学習から事後学習まで目的意識を持って学習をすすめることができるよう、指導者間で共通認識を持ち、取り組んでいく必要がある。</p>	<p>●人権学習の趣旨を教員が共通理解し、児童生徒が課題を見つけ、主体的に課題解決に向けて取り組めるように人権主任会で呼びかける。</p>	<p>深めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の方から話を聴くことにより、同和問題に対して、自分たちの身近な問題として捉え、考えている。 ・解放運動の取組を通して、みんなが幸せに暮らせる社会を築くために、どのように行動するのかを考えている。
--	--	--	---	---

(4) 就学前教育、学校教育、社会教育の連携・協働

格差社会や人と人とのつながりが希薄になっている現在、人権教育、啓発を進めていくうえで、就学前教育と学校教育、地域とのつながり、また地域の力は必要不可欠と考える。

児童生徒が町内の施設での交流や地域教材を体験すること、また話を聴くことで、より人権の学習を深めていく。

事業名称 ・内容	事業の概要	中間期の成果○ と課題●	課題に対する改善案	到達目標 (あるべき姿)
<p>大方人権まつり 横浜解放まつり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権まつりや解放まつりの中で人権作文を発表したり聴いたりする。 ・解放子ども会の活動等について理解する。 	<p>○解放子ども会活動の中で、IWK の放送を通じ児童生徒が人権まつりや解放まつりへの参加がされている。</p> <p>○IWK の放送を通じ人権作文の発表もあり、児童生徒が人権を自分の問題として捉え、互いの違いを認め合うことができている。</p> <p>●人権まつり、解放まつりの意義が理解され、人権問題の解決までには至っていない。</p>	<p>●人権まつり、解放まつりの意義の理解については、広報やIWK 放送等様々な情報発信を活用して周知を行う。また、就学前教育、学校教育と連携し、児童生徒のまつりへの参加を促す。</p> <p>人権問題の解決につ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が人権を自分の問題として捉え、人権問題の解決に努めている。 ・児童生徒が互いのよさや違いを認め合っている。

			いては、短期的な課題ではなく、あらゆる教育、啓発活動をとおして進めていく。	
まるごと教育祭	<p>・保・小・中・高・大学・地域が一同に会し、日頃の教育の成果を発表し合う。</p> <p>・大方中央保育所、入野小学校、大方中学校、大方高等学校で構成する「保・小・中・高連絡会」が主体となり実施する。</p>	<p>○児童生徒にとって日頃のふるさと・キャリア教育や地域学習、人権学習の学びの成果を発表する場となっている。</p> <p>○保小中高、活動団体や地域住民等、学年や活動、世代を超えた人々が集合し、「学ぶ場」「発表する場」「教える場」を共有することができた。</p> <p>○IWK番組放送での開催方法変更によって、南郷小学校、田ノロ小学校、カツオマイスター育成プログラム(佐賀中学校)が参加できた。</p> <p>●令和2年度から新型コロナウイルス感染症拡大により開催方法をIWK番組放送に変更したため、世代を超えた人のつながりや学び合いの効果が弱まった。</p>	<p>●児童生徒が発表テーマとした地域教材関係者に対し発表映像を提供するなど、活動成果の発表の場を広げる。</p>	<p>・来場者が500名以上ある。</p> <p>・あらゆる世代の住民が地域教育に必要とされ、それぞれが学ぶ場と発表する場と教える場を持つことができている。</p> <p>・黒潮町全体の取組となっている。</p>
「命の教育」を基本とした防災・安全教育の推進	<p>・「命の教育」を基本とし、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、防災・安全教育(交通安全・生活安全・災害安全)の推進を図る。</p> <p>・子どもの命を守り生きる力を育む黒潮町民会議を開催する。</p>	<p>○町民会議への参加者数及びテーマは、</p> <p>・2019年度:70名 「子どもの安全は大人たちのまなざしの先にある」</p> <p>・2020年度:100名 「子どもたちの命を守るために～ASUKAモデルへの想い～」</p> <p>・2021年度:89名 「地域で取り組む虐待予防～気付けますか?子ども</p>		<p>・子どもの命を守り生きる力を育む黒潮町民会議を開催している。</p>

		もからのSOS～」 ・2022年度は「子どもたちの明るい未来のために～朝顔に願いを込めて～」をテーマに開催		
--	--	--	--	--

(5) 関係機関・NPO等との連携

人権教育を進めるにあたって、関係機関との連携は不可欠であり、就学前教育、学校教育、社会教育のそれぞれの取組において、関係団体との連携により効果的に人権教育に取り組んでいく。

事業名称 ・内容	事業の概要	中間期の成果○ と課題●	課題に対する改善案	到達目標 (あるべき姿)
解放子ども会	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者自身が部落問題解決への意欲と熱意を持って、子どもたちと共に学習し、部落差別を許さない意識を養う。 ・学校教育計画に位置づける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○大方中学校、入野小学校、佐賀中学校、佐賀小学校の教員は指導者として解放子ども会に参加している。 ○小学校低学年から解放子ども会活動について学習をしている。 ○学校との連携の中で、解放子ども会の学習を発信する機会を設けることができている。(人権集会、フィールドワーク学習等) ●地区の児童生徒が減少しており、子ども会の会員数が減っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地区の児童生徒の有無に関わらず、解放子ども会の活動(差別や人権についての学び、仲間とのつながりづくり)は全ての子どもの学びや成長、人権のまちづくりにとって重要なものと考えるので、地区外から参加するメンバーを増やす努力以外にも、子ども会活動そのものを新たに見直す(子ども会=地区の活動となっているので、新たな形でリニューアルする。学校との連携で校内でのサークルやクラブ的な活動で取り組む)などといった根本的な改革を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・解放子ども会の児童生徒が学校の仲間づくりのリーダーとなるよう連携を強化している。 ・解放子ども会の活動から、教職員の人権意識が高まっている。
黒潮町人権教育研究協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題をはじめとし、女性、子ども、高齢者、障がい者(児)、HIV感染者等、外国人、犯罪 	<ul style="list-style-type: none"> ○研究大会の啓発講演会への参加者数は、2017年度:246名、2018年度:267名、2019年度:219名、 		<ul style="list-style-type: none"> ・黒潮町人権教育研究協議会の個人会員数が600名以上、賛助会員数が25団体以上になっている。

	<p>被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認の11の人権侵害の問題、また、子どもたちの進路・学力保障にかかわる課題等、あらゆる人権侵害の課題を解決するための教育内容の創造と実践について研究協議し、人権の尊重される社会づくりに寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育の調査研究をし、人権教育の充実を図るため、連携を密にし、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組む。 ・町人教研究大会 ・町人教集約大会 ・人権講演会 ・県内外の教育研究大会へ参加 ・主体的・対話的で深い学びにつながる講座、研修、学習会の実践手法の創造 	<p>2020年度：中止、 2021年度：244名、 2022年度：231名と、コロナ禍においても参加者数に大きな変化は表れていない。</p> <p>●個人会員数は、 2017年度：587名、 2018年度：584名、 2019年度：661名、 2020年度：643名、 2021年度：623名、 賛助会員数は、 2017年度：16団体、 2018年度：18団体、 2019年度：21団体、 2020年度：25団体、 2021年度：24団体となっており、賛助会員数は増加傾向にあるが個人会員数は減少している。</p> <p>●個人会員の加入について、地域住民の加入が少ない。</p>	<p>●これまでの事務局からの会員案内に加え、会員による声掛けにより個人会員（地域住民）の加入増加に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を広く町民に広報するために、啓発グッズを作成して配布し、啓発映画が上映されている。 ・保育所・学校・家庭・地域・職場などで、人権を大切にする取組を実施し、町民一人ひとりが「気づき」「考え」問題解決に向けて「行動する」ことをめざしている。
--	--	---	--	--

5. 計画の進捗と管理

(1) 事業の点検と評価

それぞれに計画で掲げた施策については、毎年度策定の「教育行政方針」において進捗状況の点検と評価を行うことを通じ、計画の着実な推進を図る。

(2) 計画の見直し

本計画の中間年度となる2022年度に、それまでの取組の進捗状況、評価、検証及び計画の見直しを行った。今後は、国や県の動向、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、内容の充実を図る。

資 料

○用語等の解説

【※1】（5頁）「自己有用感」

他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

【※2】（8頁）「ネグレクト」

虐待のひとつで、児童虐待では育児放棄、育児怠慢、監護放棄ともいう。

【※3】（14頁）「SSW」

スクールソーシャルワーカーの略。子どもと向き合うだけでなく、家庭や学校、行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する専門家。

【※4】（15頁）「ハイパーQU調査」

Questionnaire Utilities の略で「楽しい学校生活を送るためのアンケート」で、学級満足度調査とも言う。子どもたちの学校生活における満足度と意欲、更に学級集団の状態を調べるために実施する。

【※5】（16頁）「高知家のいじめゼロ子ども宣言」

相手を認め、尊重する「心」、言葉の重みがかかる「心」、伝えよう、自分の素直な「心」、相手のSOSに気づく「心」の四つの「心」を大切にして、高知家から「いじめ」をなくすために行動することを宣言したもの。

【※6】（16頁）「適応指導教室」

長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に公的な施設に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室。

【※7】（17頁）「SC」

スクールカウンセラーの略。教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]【概要】

人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」

*【第一次とりまとめ(平成16年6月)】；「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示

*【第二次とりまとめ(平成18年1月)】；指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

⇒【第三次とりまとめ】；第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

指導等の在り方編

第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】



第Ⅱ章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

第2節 人権教育の指導内容と指導方法

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

実践編

「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携【事例1～9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

III 教育委員会及び学校における研修等の取組【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- 効果的な研修プログラムの例

など

○黒潮町人権尊重のまちづくり条例

平成26年9月18日

条例第45号

改正 令和2年9月14日条例第61号

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という日本国憲法の理念に基づき、私たち一人一人の人間は、かけがえのない存在として誰一人差別されることがあってはならないという認識の下、国は、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）等を公布し、及び施行し、人権施策に取り組んでいる。

町は、これまで人権教育及び人権啓発活動等により同和問題をはじめとする様々な人権課題の解消に向けて取り組んできたが、今もなお差別や人権侵害が発生しており、まだまだ多くの課題が残されている。

このような状況を踏まえ、これまで以上に人権課題の解消に向けた取組を行うという決意の下、人権尊重のまちづくりを進めていくこととする。

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法及び世界人権宣言を基本理念として、基本的人権が尊重されるまちづくりのため、町及び町民（町内に在住する個人並びに町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認などあらゆる人権に関する課題の解消への取組を推進し、人権が尊重される明るいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（町の責務）

第2条 町は、前条の目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりと人権意識を高めることを目的とする教育及び啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

（町民の責務）

第3条 町民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重し、自らが人権を尊重するまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、町が実施する人権施策の推進に協力するものとする。

（施策の推進）

第4条 町は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重するまちづくりを目指し、人権施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 町は、人権を尊重するまちづくりのため、学校、家庭、各種組織等と連携を密にし、教育及び啓発活動の充実に努め、差別をしない、させない、許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境づくりを促進するものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 町は、前2条の施策の策定及びその効果的推進のため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権施策を推進するため、国、県及び関係団体等との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第8条 町は、全ての人権に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努めるものとする。

(黒潮町人権尊重のまちづくり協議会)

第9条 人権施策の推進に関し、重要事項を調査審議するため、黒潮町人権尊重のまちづくり協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(黒潮町人権対策審議会条例の廃止)

2 黒潮町人権対策審議会条例(平成18年黒潮町条例第122号)は、廃止する。

附 則(令和2年9月14日条例第61号)

この条例は、公布の日から施行する。

黒潮町人権教育推進計画 策定委員

(2023(令和5)年1月現在)

氏名	所属
矢野 剛	黒潮町小・中学校PTA連合会長
川崎 健太郎	NPO 法人はらから代表 兼 黒潮町人権教育研究協議会長
橋田 秀代	黒潮町社会教育委員長
浜田 康太郎	黒潮町教育委員
大塚 明人	黒潮町校長会長 兼 大方中学校長
坂本 恭美子	黒潮町教育研究会人権教育研究会長
畦地 和也	黒潮町教育長

※敬称略

事務局

氏名	所属
藤本 浩之	教育次長
清水 賢幸	教育次長
河野 佐代	大方中央保育所長
松岡 由希子	佐賀保育所長
河内 恵美	人権啓発係長
河村 美智子	学校教育係長
今西 ひとみ	生涯学習係長
中川 めぐみ	大方学校給食センター所長
山沖 慎吾	人権教育係長
野村 浩平	就学前教育係主査
南 聖香	研修指導員
木俵 一乃	教育研究所研究員

2020(令和2)年3月策定
(2023(令和5)年1月中間見直し)

黒潮町教育委員会

〒789-1992 高知県幡多郡黒潮町入野5893番地
TEL:0880-43-0044 FAX:0880-43-1144